省　令

○国土交通省令第五号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（建築基準適合判定資格者検定の受検申込書）」に改め、同条第一項中「指定資格検定機関が資格検定事務」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務」に改め、「写真」の下に「（以下「受検申込用写真」という。）」を加え、同条第二項中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に、「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務」に、「同項の写真」を「受検申込用写真」に改める。

第一条の二中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（構造計算適合判定資格者検定の受検申込書）

第一条の二の二　構造計算適合判定資格者検定（指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号の二様式による受検申込書に受検申込用写真を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（準用）

第一条の二の三　第一条第二項の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行う構造計算適合判定資格者検定を受けようとする者に、第一条の二の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関が法第五条の五第二項において読み替えて準用する法第五条の二第二項の規定により法第五条の四第五項において準用する法第五条第六項に規定する国土交通大臣の職権を行つたときについて準用する。この場合において、第一条第二項中「前項」とあるのは「第一条の二の二」と読み替えるものとする。

第一条の三第一項第一号イ及びロ以外の部分中「構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）」及びただし書を削り、同号ロ(1)中「表二の各項」の下に「の(い)欄並びに表五の(二)項及び(三)項」を加え、「当該各項」を「それぞれ表二の各項の(ろ)欄に掲げる図書並びに表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書及び同表の(三)項」に、「並びに次の表五」を「に掲げる図書、表五」に、「除く」を「、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同表の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く」に改め、同号ロ(2)中「次の(i)及び(ii)に掲げる建築物」の下に「（用途変更をする建築物を除く。）」を加え、「次の表三の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書及び次の表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書に代えて」及び「とする。用途変更の場合においては、表三の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書及び表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。」を削り、「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に改め、同項第四号中「及び第三条第三項第四号」を「、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第四号」に改め、同項の表二(一)の項中

第八条の三の規定が適用される建築物	第八条の三の規定に適合することの確認に必要な図書

を

第八条の三の規定が適用される建築物	第八条の三の規定に適合することの確認に必要な図書
	第八条の三に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
法第二十条第二項の規定が適用される建築物	二面以上の断面図
	令第三十六条の定する構造方法

を

各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法

に改め、同表(二)の項(ろ)欄中

定する合性審四に規	

を

耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の防火設備の構造、材種別及び寸

に改め、同表(九)の項(い)欄中「第二十七条第一項本文」を「第二十七条第一項ただし書」を「第二十七条第二項」に、「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改め、同項(ろ)欄中「そで壁」を「袖壁」に、

図	
耐力壁及び非耐力壁の位置	
壁等による区画の位置及び面積	
主要構造部及び壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法	
法第二十一条第二項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	第二項規定るこに必

を

各階平面	
耐火構造構造詳細	
その他法十一条第二号すの第とに適合の確認要な図書	

に改め、同表(一)の項(ろ)欄中

第八条の三の規定が適用される建築物	第八条の三の規定に適合することの確認に必要な図書
	第八条の三に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
法第二十条第二項の規定が適用される建築物	二面以上の断面図
	令第三十六条の定する構造方法

を

各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法

に改め、同表(二)の項(ろ)欄中

定する合性審四に規	

を

耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の防火設備の構造、材種別及び寸

に改め、同表(三)の項(ろ)欄中

図	
耐力壁及び非耐力壁の位置	
壁等による区画の位置及び面積	
主要構造部及び壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法	
法第二十一条第二項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	第二項規定るこに必

を

各階平面	
耐火構造構造詳細	
その他法十一条第二号すの第とに適合の確認要な図書	

に改め、同表(四)の項(ろ)欄中

定する合性審四に規	

を

耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の防火設備の構造、材種別及び寸

に改め、同表(五)の項(ろ)欄中

図	
耐力壁及び非耐力壁の位置	
壁等による区画の位置及び面積	
主要構造部及び壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法	
法第二十一条第二項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	第二項規定るこに必

を

各階平面	
耐火構造構造詳細	
その他法十一条第二号すの第とに適合の確認要な図書	

に改め、同表(六)の項(ろ)欄中

定する合性審四に規	

を

耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の防火設備の構造、材種別及び寸

に改め、同表(七)の項(ろ)欄中

図	
耐力壁及び非耐力壁の位置	
壁等による区画の位置及び面積	
主要構造部及び壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法	
法第二十一条第二項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	第二項規定るこに必

を

各階平面	
耐火構造構造詳細	
その他法十一条第二号すの第とに適合の確認要な図書	

に改め、同表(八)の項(ろ)欄中

定する合性審四に規	

を

耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の防火設備の構造、材種別及び寸

に改め、同表(九)の項(ろ)欄中

図	
耐力壁及び非耐力壁の位置	
壁等による区画の位置及び面積	
主要構造部及び壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法	
法第二十一条第二項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	第二項規定るこに必

を

各階平面	
耐火構造構造詳細	
その他法十一条第二号すの第とに適合の確認要な図書	

に改め、同表(十)の項(ろ)欄中

定する合性審四に規	

を

耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の防火設備の構造、材種別及び寸

に改める。